

九州トランペット協会

会 則

1. 名 称 本協会の名称を、九州トランペット協会（日本トランペット協会九州支部）と称する。
2. 所在地 本協会の本部を下記住所におく。

〒810-0044 福岡市中央区六本松 3-16-41-103 （前田方）
3. 目 的 九州トランペット界の向上発展と会員相互の親睦を目的とし、日本トランペット協会との交流をはかる。
4. 事 業
 - 4-1 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を随時行う。
 - 4-2 会報、音楽界ニュース、会員証、会員名簿の発行
 - 4-3 研究資料、文献、楽譜等の翻訳、及びレコード、CD、テープ等の収集。
 - 4-4 音楽会、講習会の主催並びに後援、助成。
 - 4-5 各地講習会への講師斡旋並びに派遣、教師の紹介等、トランペット・
 コルネット・フリューゲルホーンに関する全てのコンサルティング事業。
 - 4-6 コンクールの開催。
 - 4-7 内外トランペッター並びに、その協会・団体・個人との交流と招聘。
 - 4-8 その他、本協会の目的達成に必要なすべての事業。
5. 会 員
 - 5-1 本協会の趣旨に賛同し、規定の入会金、会費を納入した者を会員とする。
 - 5-2 会員には次の基準を置く。
 一般会員……一般社会人
 学生会員……大学生以下
 賛助会員……本協会の趣旨に賛同し、規定の賛助会費納入した個人・
 団体企業等
6. 退 会
 - 6-1 会員が死亡した時、自ら退会を申し出た時、協会の名誉を傷付けたり損害を与えたりした場合、会員の資格を失う。
 - 6-2 2年続いて会費の納入がない場合は自動的に退会とする。
 - 6-3 特別な事情がある場合は会長に申し出て常任理事会で決定する。
7. 役 員 本協会には次の役員を置く。
 - 7-1 会 長 1 名

- 7-2 副 会 長 2 名
- 7-3 常任理事 若干名
- 7-4 理 事 若干名
- 7-5 事務局長、会計長 各 1 名

7-5-1 事務局に若干名の事務局付けを置く。

- 7-6 特 別 職 顧問、相談役、名誉会員等必要に応じて設けることが出来る。

8. 任 免
- 8-1 本協会役員等の任免は下記の規定によって行う。
 - 8-2 本協会役員等の任免は、常任理事会により推薦された会員の中から総会出席者（委任状を含む）の過半数の信任を得て選出（退任）される。
 - 8-3 役員任期は2年とし、再選は妨げない。
 - 8-4 本協会は運営の円滑を計るため、事務局を置く
 - 8-4-1 事務局長と会計長は常任理事より選出する。（事務局員も若干名置く）

9. 運 営
- 9-1 本協会は会員によって運営される。
 - 9-1 総 会 必要に応じて会長が召集し、随時開催する。但し、常任理事会は、会長に総会開催の要請をすることが出来る。
 - 9-2 常任理事会 会長、副会長、常任理事によって構成され、必要に応じて会長が召集し随時開催することが出来る。
 - 9-3 理 事 会 会長、副会長、常任理事、理事によって構成され、必要に応じて会長が召集し随時開催することが出来る。
 - 9-4 事 務 局 会長に直属し、総会並びに常任理事会の決定に基づき、会務を遂行する。
 - 9-5 会 計 本協会は会員の納入する会費、その他で運営され、会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 9-6 一旦納入された会費は、理由の如何に拘わらず一切返却しない。

付則

- (1) 本協会の運営の細目については、常任理事会に於いて決定する。
- (2) 会則並びに規則の改正については、理事会で審議し、総会に於いて出席者の過半数の賛成を必要とする。
- (3) 本会則は1998年9月19日より効力を発する。
- (4) 2003年総会において、役員 7-5-1 事務局に若干名の事務局付けを追加。
- (5) 2005年総会において 会計 9-5 会計年度を2006年9月より、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。に改訂。